

歯科医師の資質向上等に関する検討会  
歯科医療の専門性 WG の主な論点

I 国民が求める歯科医療の多様化に対応しつつ、安全・安心な歯科医療を提供するために、歯科医療の専門性について

1) 求められる歯科医師像について

- 歯科医師は、大学、診療所、病院等の勤務形態等に関わらず、すべての歯科医師が能動的に研修を積むことが重要である。(参考 1 ①-1)
- 医師の従来の特任医制度では技術認定が中心だったが、新たな制度では医療安全対策等を必須項目とし、重要視している。これは歯科医師においても同様である。(参考 1 ①-参考)
- 歯科医師は専門職として自律性を有するべき。

2) 歯科医療の提供体制について

- 歯科医師の約 9 割は診療所で働いている。(参考 1 ②-1)
- 歯科医療は、いわゆる一般歯科医（一般開業歯科医）（G P general practitioner）を中心として提供されている。(参考 1 ②-1)
- 専門性を有している歯科医師であっても、多くは自らの専門性に関わらず一般歯科診療に従事している。(参考 1 ③)
- 歯科では自費診療が多い領域（補綴、矯正等）が存在し、当該領域に専念し診療している歯科医師もいる。(参考 1 ③、参考 1 ⑤)

3) 歯科医師の研鑽の場について

- 学会、歯科医師会、大学、民間主催の講習会等の複数の方法が考えられる。(参考 1 ④)
- 歯科医師会では歯科保健医療の総合的な研修事業を行っており、一定の単位を取得すると研修修了した旨を認定している。【資料 2】
- 学会の活動内容として、研究・調査、学術雑誌の発行、成果の発表、会員同士の親睦等が挙げられる。領域の特殊性や学会員の構成等によって、学術的な研究活動を主体とするもの、臨床技術の研鑽を主体とするもの等があり、学会活動の比重の置き方はさまざまである。また、多くの臨床系の学会においては、各学会が設定した一定の要件を満たした場合に当該学会等の専門医等を取得できる。【資料 3】
- 大学では主に同窓会において研修事業が行われている。(参考 1 ④)
- 民間主催の講習会等は、主に診療所に勤務する者に対して多岐にわたり展開されており、玉石混濁である。(参考 1 ④)
- 歯科診療所は小規模なものが多く、研修に関する情報が乏しい傾向にある。歯科医師の自己研鑽の方策を検討する際には、歯科医師への情報提供の在り方も重要である。
- 医局、学会、歯科医師会等のいずれにも属さない歯科医師の研鑽はどのように行われているか

るのか。

- 新たに診療に従事しようとする歯科医師に対する研修の在り方と、既に診療に従事している歯科医師に対する研修の在り方について議論する必要がある。
- 歯科医師が働きながら研修を受けやすい環境を整備するために、歯科医師会や大学同窓会等の既存の研修制度を活用すべきではないか。

#### 4) 医師における総合診療医に相当する歯科医師の必要性について、どのように考えるか。

- 医師における総合診療医に相当する歯科医師がそもそも必要であるか否かの議論が必要であり、仮に必要であるならばどのような枠組みとなるか。(参考1⑥-1)
- 国民が求めているは専門性の細分化ではなく、医師で作られた総合診療医のような歯科医師である。(参考1⑥-参考)
- 歯科医療は、これまででも、いわゆる一般歯科医を中心として、専門性に偏ることなく総合的に提供されてきたところで、新たな制度を設ける必要は無いのではないか。
- 超高齢社会における歯科医療の提供の在り方を鑑み、訪問診療や多職種連携、より高い医療安全管理体制の整備等を満たし、生涯を通じてかかりつけ歯科医として、安全な歯科医療を提供することが重要ではないか。(資料1⑥-1、参考2)
- 例えば、一般歯科医と医師における総合診療医に相当する歯科医師の関係性としては、医師における総合診療医に相当する歯科医師は一定の要件を満たす研修を受けることにより認定されることから、一般歯科医の上位に位置すると考えられる。また、既存の専門医との関係に応じて、様々な位置づけが想定される。(参考1⑥-2、参考1⑥-3)

## II 歯科医療の中で既に位置づけられている専門医（広告できないものも含む）についてどのように考えるか。

### 1)各学会において認定されている専門医について

- 専門医制度を運用する学会が乱立しており、専門医の認定基準は学会が独自に設定している。(参考1⑧、参考1-参考、参考6)
- 専門医として求められる知識・技能等の認定基準が統一されておらず、国民のみならず歯科医師にとっても分かりにくい。(参考1-⑤)
- 専門医は、難症例の紹介などを歯科医師間で行うことを目的のひとつとしているが、紹介を含めた各専門医の活躍の実態はどうか。
- 歯科の専門医制度には、当該学会の趣旨や目的等が難解なものもある。

### 2)各学会において認定されている専門医の位置づけについて

- 専門医制度は、国民にとって受診に資する情報のひとつであるとともに、歯科医師にとって自己研鑽の方策のひとつである。
- 例えば、一般歯科医と専門医の関係性としては、専門医は歯科医療の専門性に関する知識及び技術の観点で、一般歯科医の上位に位置すると仮定する。また、一般歯科医が専門医となるには各学会の

設定する専門医基準を満たす必要がある。(参考1⑥-2)

- 専門医の取得は、特に若い歯科医師にとっては、当該専門性における経験を深めるモチベーションとなりうるのではないか。
- 各学会で認定する専門医制度について、インセンティブやディスインセンティブはあるか。

### 3) 歯科医療の専門性・専門領域について

- 国民が求める専門性と、歯科医師が求める専門性は分けて議論すべきである。
- 近接・類似する領域の専門医制度の在り方等については、関連する諸学会や歯科医師会等で検討されるべきである。

### 4) 専門医の養成・認定・更新について

- 歯科医師で、病院または医育機関で勤務する者は約1割程度であるにも関わらず、歯科における専門医は大学院等に進学しなければ取得が困難なものも多い。歯科医師の勤務実態と専門医取得に必要なキャリアパスとの間にギャップがある。(参考3)
- 臨床研修修了後、働きながら専門医取得できる制度づくりが望まれる。
- 専門医の取得・更新にあたり妊娠、出産、育児、介護、留学等に配慮した制度づくりが望まれる。
- 専門医の養成在り方については、学会間での相互認定等も含め、関連する諸学会や歯科医師会等で検討されるべきである。

## Ⅲ 専門性についての情報の在り方について

### 1) 歯科分野における「広告が可能な医師等の専門性に関する資格(※)」について

※口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医

- 「広告できる専門医」を含め、広告ガイドラインを遵守すべき。(参考1⑧、参考6)
- 広告できる専門医であっても、国民からどのような専門性なのか分からないものもあるとの指摘もある。
- 告示に示された外形基準だけでなく、国民の受診の指標となるような評価が必要ではないか。
- 広告が可能ではない専門性の広告や、専門性を保有していない者の広告も散見される。
- 医療広告ガイドラインを明らかに逸脱した状態が散見される。
- 歯科医師は、広告ができない学会や民間主催の講習会等を受講した際に、広告の可否等についての理解が不十分なのではないか。
- 医療機関は適切な情報提供を行うのは当然として、患者側も広告やホームページの情報をよく吟味し取捨選択する必要があるのではないか。

### 2) 歯科分野における「広告することができる診療科名(※)」について

※歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

- 専門医でなければ標榜できないと誤認している者もいるのではないか。(参考1⑦)

### 3) その他、歯科医療の専門性にかかる情報提供について

- 「医療安全対策をとっている（医療法を遵守している）施設」や「自己研鑽を行っている歯科医師」「掲示されている専門医が信頼に値するものか」が、国民には判断しづらい。